

令和5年度 第1回 船橋市社会福祉審議会

(令和6年4月23日作成)

開催日時	令和6年3月25日(月) 午後1時30分～午後2時45分		
開催場所	市役所本庁舎 9階 第1会議室		
出席者	赤岩 けさ子委員、荒川 信一委員、宇多田 あつ子委員、 大塚 正久委員、小島 千鶴委員、児玉 亮委員、繁田 高広委員、 杉岡 喜幸委員、杉山 宏之委員、鈴木 章浩委員、鈴木 和美委員、 田中 善之委員、筒井 勝委員、中原 美恵委員、早川 淑男委員、 原野 弥生委員、星 誠一郎委員、松崎 泰子委員(委員長)、 松本 歩美委員、丸山 尚嗣委員、山口 武人委員、渡邊 章委員、 渡邊 千代美委員 以上23名		
	事務局(福祉政策課): 課長、主任主事、主事		
	その他: 健康福祉局長、福祉サービス部長、高齢者福祉部長、 健康部長、保健所理事、こども家庭部長、 地域福祉課長補佐、障害福祉課長、介護保険課長、 健康政策課長、健康危機対策課長、こども政策課長、 児童相談所開設準備課長、療育支援課長補佐		
欠席者	大野 地平委員、川村 実委員、小出 正明委員、佐藤 有香委員、 高橋 強委員、寺田 武央委員、中村 順哉委員、松崎 総一委員、 宮川 一郎委員、横山 洋子委員、若生 美知子委員 以上11名		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (非公開理由: )		
傍聴者数	0名		
問合せ先	船橋市健康福祉局福祉サービス部福祉政策課総務係 電話 047(436)2384 メールアドレス fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp		
会議記録		要約した理由	

事務局	<p>本日はお忙しい中、また、お足元の悪いなかご参集くださいまして誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局よりご案内いたします。</p> <p>本日は、オンラインとのハイブリッド形式となりますので、はじめに、ご発言の方法について説明させていただきます。</p> <p>会議室にご参集の委員並びに市職員は、発言の際に、挙手等でお知らせください。委員長から「誰々委員お願いします。」と言われた後に、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言には、お手元のマイクを使用させていただきます。スイッチを押していただきますと赤いランプが点きます。マイクがオンになっている状態です。発言が終わりましたら再度スイッチを押してマイクをオフにしてくださいようお願いいたします。</p> <p>次に、オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、挙手ボタンを押していただくか、チャットでご発言の旨をお知らせください。委員長から「誰々委員お願いします。」と言われた後に、ご発言をお願いいたします。</p> <p>発言される方、皆様にお願ひさせていただきたいのですが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言くださいますようお願いいたします。</p> <p>次に、配付資料の確認をさせていただきます。事前に資料を配付させていただいております。オンラインでご参加の委員もお手元の資料の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の次第と座席表以外に、今回は資料が多いので、順を追って番号だけお知らせしたいと思います。</p> <p>資料3-1-1、資料3-1-2、資料3-2-1、資料3-2-2、資料3-3-1、資料4-1-1、資料4-2-1、資料4-2-2、資料4-3-1、資料4-3-2、資料4-4-1、資料4-4-2、資料4-4-3、資料4-5-1、最後に資料4-6-1でございます。</p> <p>不足等ありましたらお知らせください。</p> <p>次に、会議の公開につきまして、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、当審議会も原則公開になります。委員の皆様の内容について、会議録を作成いたしまして、お名前も含めて、市ホームページ、行政資料室で公表いたします。</p> <p>そのため、本日の会議は録音させていただきますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者はございません。</p> <p>続きまして、本日ご出席の委員で、令和5年度に新たにご就任いただきました委員をご紹介します。</p>
-----	---

小島委員	船橋市教育委員会より、小島千鶴委員。  よろしく申し上げます。
事務局	船橋市議会より、鈴木和美委員。
鈴木委員	よろしく申し上げます。
事務局	船橋市自治会連合協議会より、早川淑男委員。
早川委員	よろしく申し上げます。
事務局	<p>以上3名の方が本日参集していただいております。よろしくお願 いいたします。</p> <p>なお、本日は会場でのご参加が15名、オンラインでのご参加が 8名の計23名の方にご参加いただいております。</p> <p>34名の委員の中、23名の出席となることから、船橋市社会福祉 審議会条例第5条第3項の規定である、過半数以上の出席となりま して、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、早川委員及び松本委員は、ご都合により途中退席の予定で ございます。あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、船橋市社会福祉審議会条例第5条第1項の規定によ り、委員長が議長となりますことから、松崎委員長に議事進行をお 願いいたします。</p>
松崎委員長	<p>はい、かしこまりました。</p> <p>それでは、令和5年度第1回船橋市社会福祉審議会を開催いたし ます。</p> <p>本日の議事の円滑な進行につきまして、ご協力よろしくお願 いいたします。本日は、ハイブリッド形式で開催となっておりますので、 できるだけ説明は簡略に、わかりやすいようによろしくお願 いいたします。</p> <p>では、議事に先立ちまして本日の議事録署名人を指名させていた だきます。宇多田あつ子委員と大塚正久委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願 いいたします。</p> <p>それでは、お手元に配付いたしました次第にしたがいまして、進 行させていただきます。</p> <p>次第の3. 分科会の決議報告に入ります。</p> <p>それでは最初に、民生委員審査専門分科会から報告をお願いいた</p>

早川委員	<p>します。</p> <p>はい、民生委員審査専門分科会会長をしております早川でございます。</p> <p>それでは、民生委員審査専門分科会の決議報告をさせていただきます。お手元の資料3-1-1をご覧くださいと思います。</p> <p>この分科会では、民生委員の適否に関する事項の審議を行っております。今年度は3回開催いたしました。</p> <p>記載のとおりでございますけれども、令和5年6月9日の第1回会議では、区域担当民生委員・児童委員5人を、審議の結果、適任と認めまして、市長あて答申をいたしました。</p> <p>続いて、令和5年10月2日の第2回会議では、専門分科会長の選出、職務代理者の指名を行いました。その結果、専門分科会長として、私、早川淑男、専門分科会長職務代理者として、若生美知子委員に決定いたしました。</p> <p>民生委員・児童委員候補者の審査では、区域担当民生委員・児童委員8人を、審議の結果適任と認めまして、市長あて答申をいたしました。</p> <p>最後に、第3回会議、令和6年2月1日に開催しております、この日は6人を、審議の結果適任と認めまして、市長あて答申をいたしております。</p> <p>ご報告は以上でございます。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの報告に対して、何かご質問ございますでしょうか。</p>
早川委員	<p>引き続きまして、資料3-1-2をご覧くださいと思います。民生委員・児童委員の委嘱状況でございます。</p> <p>令和6年3月1日現在、区域担当民生委員・児童委員が698人、主任児童委員が53人、船橋市の民生委員・児童委員として委嘱されております。</p> <p>民生委員・児童委員全体では、定数が794人のところ、委嘱者数が751名、欠員数が43名となっております。</p> <p>以上、民生委員審査専門分科会の決議報告を終わります。</p>
松崎委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご報告について、何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>引き続き43名が欠員ということですが、大変人選が難しく、苦勞していらっしゃると思いますが、よろしく願いいたします。</p>

早川委員	す。  よろしく願いいたします。
松崎委員長	引き続きまして、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会の報告をお願いいたします。
渡邊章委員	<p>はい、植草学園大学の渡邊でございます。私は、身体障害者福祉専門分科会長を務めております。</p> <p>では、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会についてご報告いたします。</p> <p>まず、専門分科会の審議事項は、「身体障害者の福祉に関する事項を調査及び審議すること」でございます。</p> <p>次に、審査部会の審査事項は、「身体障害者手帳申請のための診断書を交付する医師に関する事項」、そして「指定自立支援医療機関に関する事項」「身体障害者の障害程度に関する事項」でございます。</p> <p>前回の社会福祉審議会にてご報告以降、専門分科会の開催はありませんでしたが、審査部会については、4回開催しております。</p> <p>それでは、審査部会の決議内容につきまして、身体障害者福祉専門分科会職務代理者であり、同分科会審査部会委員でもあります船橋薬剤師会長の杉山先生より、ご報告をお願いいたします。</p>
杉山委員	<p>はい、船橋薬剤師会の杉山です。ご報告いたします。</p> <p>資料の3-2-1をご覧ください。資料の1枚目から4枚目において、令和5年度第1回から令和5年度第4回の計4回の審査部会につきまして、市長から諮問のあった審査内容及び、市長に答申を行った審議結果を会議ごとにお示ししております。それぞれ承認を行った件数等につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>資料3-2-2の「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師数」をご覧ください。これは、これまで審査部会にて承認を行った、市内医療機関における身体障害者手帳申請のための診断書を交付する指定医師数でございます。令和6年3月1日現在で、133医療機関、460人が指定医師となっております。</p> <p>続いて、「障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関数」をご覧ください。これは、市内における自立支援医療、更生医療と育成医療の指定医療機関数でございます。</p> <p>令和6年3月1日現在の医療機関数は、病院が20件、薬局が118件、訪問看護事業所は24件となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご報告に対して、何かご質問はございますでしょうか。</p> <p>それでは、次に進ませていただきます。</p> <p>次に、児童福祉専門分科会からご報告をお願いいたします。</p>
中原委員（オンライン）	<p>児童福祉専門分科会長の中原でございます。本日はオンラインにて参加しておりますので、こちらから報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料3-3-1をご覧くださいませ。</p> <p>前回の報告以降に開催されました児童福祉専門分科会は、資料にございますとおり2回となります。順にご報告させていただきます。</p> <p>まず、令和5年8月7日開催の第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の議題は、「保育所の認可に係る意見聴取について」の1件でございました。</p> <p>保育所の認可につきましては、児童福祉法の規定により、審議会の意見を聴くこととされておりますから、市の担当課から、保育所1件の認可について説明があり、審議の結果、これらについて市長が認可することを適当とする意見といたしました。</p> <p>続きまして、令和6年2月6日開催の第2回の分科会につきましてご報告いたします。</p> <p>議題は、①保育所・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について、②船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について、③船橋市児童相談所の設置についての進捗報告の3件でございました。</p> <p>議題の1点目につきましては、市の担当課から、保育所2件、小規模保育事業A型1件の認可についての説明があり、審議の結果、これらについて市長が認可することを適当とする意見といたしました。</p> <p>議題の2点目、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について」でございます。</p> <p>現在、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」と、子どもの貧困対策計画として位置づけている「親子のしあわせ応援プロジェクト」がそれぞれ進められているところでございます。令和7年度に策定する「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画」では、それらを統合する旨の説明がございました。</p> <p>この背景といたしましては、新たに国の「こども基本法」が制定され、市町村においてこども計画の策定が努力義務化されたことがございます。このこども計画には、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画に加えまし</p>

<p>松崎委員長</p>	<p>て、本市では現状未整備となっております少子化対策計画、子ども・若者育成支援計画を包含することを想定しております。その前段階として、先程申し上げました既存の2計画を統合して作成することとなったものでございます。</p> <p>議題の3点目、「船橋市児童相談所の設置についての進捗報告」でございますが、こちらにつきましては後ほど、児童相談所開設準備課よりご説明いただきます。</p> <p>以上で、児童福祉専門分科会からのご報告を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、中原委員からご報告がございましたけれども、新たにこども基本法という形で総合化していくという方向性と、独自に船橋市の児童あるいは親子に対する施策を統合化する形で進めていくという方向性が示されております。</p> <p>それについて何かご質問ございますでしょうか。ないようですので、ありがとうございます。</p> <p>それでは、児童相談所開設準備課から報告をお願いいたします。</p>
<p>児童相談所開設準備課長</p>	<p>はい、児童相談所開設準備課でございます。本日は児童相談所の整備状況につきまして、お配りいたしました資料4-1-1、こちらをもとに説明をさせていただきます。</p> <p>ご説明の前に1点ご報告がございます。</p> <p>児童相談所の開設予定時期でございますが、これまでのご説明では、令和8年4月の開設予定ということで、皆様にお話をさせていただいておりましたが、先月2月7日の建設工事の入札締め切りまでに応札事業者がなく、入札が中止となりました。これにより、先週閉会いたしました3月の市議会定例会への工事契約議案の提出を見送ることとなりましたことから、当初計画しておりました工事期間の見直しが必要となり、令和8年4月に予定していた開設時期にも影響が生じることになりました。開設の遅れを可能な限り抑えたいと考えておまして、設計金額等の見直しを行い、4月中に再度の入札に付す予定です。</p> <p>令和8年度の1日でも早い時期の開設に向けて調整を進めているところであり、具体的には、現時点で令和8年7月中の開設を目指して準備を進めておりますので、何卒ご了承いただければと思います。</p> <p>それでは、お手元の資料の4ページをご覧ください。</p> <p>この資料に記載がありませんが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度で21万9,170件となり、過</p>

去最多となりました。船橋市を所管する、縣市川児童相談所におきましても、令和3年度の確定値になりますが、2,567件となり、過去最多と伺っております。

本市におきましても、令和4年度の家庭児童相談室の総相談件数は、令和3年度の1,553件から1,617件と増えておりますので、増加高止まりの状況が続いていると認識をしております。

こうした状況に対応すべく、船橋市の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守るため、市独自の児童相談所を開設するものでございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

「1. 現在の状況と今後の予定」ですが、施設整備につきましては、実施設計が昨年9月に完了しましたので、冒頭で説明いたしましたとおり、可能な限り早い時期の開設を目指すため、工事契約議案を6月開催の第2回市議会定例会に提出し、契約締結の承認をいただいて、7月から本体工事に着手したいと考えております。

次に、「2. 児童相談所の組織体制（案）」をご覧ください。

組織体制といたしましては、これまでご説明してきた内容から大きな変更はなく、資料に記載のと通りの体制を想定しているところでございます。

職員確保の状況についてです。下段の※（こめ）書きをご覧ください。現時点で、開設時の職員数を常勤職員128人、非常勤職員31人の159人体制としております。常勤職員128人のうち、令和5年4月の時点で65人を確保し、家庭児童相談室と児童相談所開設準備課、この開設準備課には、県派遣職員も含まれますけれども、この両部署に配置をしております。

なお、確保しました職員の職種の内訳といたしましては、社会福祉士19人、保健師11人、心理職15人、保育士2人、一般事務17人、教員1人となっております。

それでは、2ページ「3. 主な業務の全体スケジュール」になります。

施設整備につきましては、7月から本体工事を開始し、現時点では令和8年7月中の開設を目指していく、というところでございます。

人材確保の状況は、ただいまご説明したとおりでございます。

なお、人材育成としては、資料記載のとおり、派遣研修として、これまでに延べ29人を他自治体の児童相談所に派遣しておりますが、6年度は、派遣先も派遣人数もさらに拡充する予定でおります。

3番目の移譲業務等協議に関しましては、本市が児童相談所設置市になることで、児童相談所の本来業務とは別に、千葉県から移譲

	<p>される多くの児童福祉関連業務の受け入れ準備を、今行っているところでございます。おおむね、庁内の所管部署を決定するというところまでできております。</p> <p>4番目のシステムに関しましては、職員のケースワーク業務の負担軽減に寄与できるタブレット等を活用したツールの導入の検討を行っております。現在、業者選定に向けた作業を行っているところでございます。</p> <p>次に、里親等啓発ですけれども、社会的養護の担い手の一つである里親の確保に向け、今年度に引き続き、来年度以降も里親制度説明会を市内で継続していきたい、というふうに考えております。</p> <p>「4. 施設の概要」につきましては、昨年3月に開催されました令和4年度第1回船橋市社会福祉審議会で、ご出席の皆様、ご説明をいたしました船橋市児童相談所基本設計の概要から大きな変更点はございません。</p> <p>簡単ですが、市児童相談所の設置についての進捗状況は以上となります。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>前回の時に、設計図全体の概要図やコンセプトについて、この審議会で報告をいただきましたが、本日の会議におきまして、開設準備の人材の養成まで含めてのプロセスについて、ご報告いただきました。</p> <p>これについて何かご質問やご意見ございますでしょうか。</p> <p>他の市町村からも含めて、期待されている施設でございますので、大いに期待していきたいと思っております。今、準備のために人材養成もいろいろやっておられるようですので、スタートがスムーズにいくように期待しております。どうぞ頑張ってください。</p>
児童相談所開設準備課長	<p>委員長、一点追加してよろしいでしょうか。</p> <p>今、最後の施設の概要に関して大きな変更はございませんとお話したところですが、資料の3ページの一番最後にあります工事予算額26億3,730万5千円は、先ほどお話しました入札の見直しを行うための補正予算の審議をいただいて、先週承認をいただきましたので、一桁単位までの金額がないですけれども、約34億円。少し増額させていただいて、その範囲の中で、設計金額を組んで入札をさせていただくということになりました。</p> <p>資料が事前配付ということで訂正が遅れました。申し訳ございませんでした。</p>
松崎委員長	令和6年1月時点で26億というのは、これを34億にしたとい

<p>児童相談所開設 準備課長</p>	<p>うことですね。</p> <p>はい。予算として34億なので、まだ若干日数があるので、担当部署の方で設計金額を積算しています。この予算の中で入札を行うということでございます。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>大変な事業でございますね。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、船橋市も頑張ってくださいているようですので、なんとか良い事業として完成させていきたいですね。</p> <p>続きまして、船橋市再犯防止推進計画の策定について、福祉政策課から報告をお願いいたします。</p>
<p>福祉政策課長</p>	<p>はい。福祉政策課長斎藤でございます。</p> <p>本日は、本市におきまして、今年度策定作業を進めてまいりました船橋市再犯防止推進計画について、皆様にご報告を申し上げます。</p> <p>お手元にご用意させていただきました資料4-2-1、船橋市再犯防止推進計画（案）概要版A3で1枚のものですが、こちらをご覧ください。</p> <p>まず、順番が前後してしまいますけれども、「2 再犯の防止等を取り巻く状況」、こちらをご覧ください。</p> <p>ここでは上のグラフが千葉県における近年の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移、下のグラフが刑法犯検挙者中の再犯者の数及び再犯者率を示しております。</p> <p>上のグラフでは刑法犯の認知件数、青い棒になりますけれども、年々減少傾向にある一方で、下のグラフでは、検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率といたしますが、これが約5割を超えております。犯罪者の2人に1人が、再犯、2回目、3回目の犯罪を犯してしまったという状況の方になります。</p> <p>この資料におきましては、千葉県におけるデータを示しておりますが、全国的にも同じ傾向をたどっております。国においては再犯者を減少させることが重要である、という認識のもとに、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律を制定いたしまして、国及び地方公共団体に対して、再犯の防止等に関する施策に取り組む責務を明らかにするとともに、地方公共団体におきましては、地方版の再犯防止推進計画の策定を努力義務といたしたものでございます。</p> <p>それでは左上の「1 計画の概要」をご覧ください。</p> <p>まず、計画の趣旨でございます。犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存の強い人、高</p>

齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が、数多く存在しております。こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要でございます。そのために、本市の再犯防止推進計画を策定するものでございます。

計画の位置づけでございますが、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定いたします。市の総合計画や地域福祉計画など関連する行政計画との整合性を図っております。

計画の対象者ですが、再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者等になってございます。

続きまして、右の「3 具体的な取組」をご覧ください。

こちらでは計画に基づきまして、具体的な取り組みとして1から6まで掲げております。就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施、民間協力者の活動の促進、地域による包摂の推進、ということで、6つの取り組みを記載しております。これらは国から示された重要課題に対応しております。

また、特に就労・住居の確保につきましては、犯罪をした人が地域社会に戻ってきた後に、安定した生活を送るための欠かせない基盤でございまして、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つと考えられます。他の取り組みについてももちろんのことですが、犯罪をした人が地域で適切な就労や住居を確保するための取り組みについて、1つポイントとして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、資料の右下「4 計画の推進体制」をご覧ください。

来年度以降の計画の推進体制ですが、ここにありますように、学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民団体や、行政機関等を構成員といたします「(仮称) 船橋市再犯防止推進ネットワーク」こちらを設置いたしまして、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした人が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築を進めたいと考えております。

今年度、計画の策定委員会を立ち上げまして、様々な意見を頂戴してまいりましたが、やはり犯罪をした人が出所した後にいかに支援の網に引っかかっていってくださるか、ということがポイントという議論がなされております。市では、来年度以降のネットワークでの議論を踏まえまして、犯罪をした人が地域社会において孤立す

<p>松崎委員長</p>	<p>ることがないよう取り組んでまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。 大変重要な計画でございます。ここに書かれておりますように、重層的支援体制の整備というのは、非常に重要な意味を持つんだと思っております。 今のご報告について、何かご質問やご意見ございますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>松本委員から挙手がありました。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>松本委員どうぞ。</p>
<p>松本委員（オンライン）</p>	<p>船橋市医師会理事の松本でございます。 大変重要な計画をお示しいただきましてありがとうございます。 私、医師会で児童相談所を担当しておりますけれども、この計画というのは、例えば虐待ですとか、DVですとか、そういったところともおそらく密接に関わってくるところだと思います。 今、計画されていることは、例えば住まいだとか、医療だとか、行政とつながっていただくということに関しては、虐待とかDVなどで苦しんでいるご家庭もそういった手助けを必要としているということで、根本的には似たような部分が多いと思いますので、関係機関の連携ということの中に、ぜひ行政の方でも、おそらく担当課がそれぞれ違ってくると思うんですけども、その辺を連携して進んでいけるように準備をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいまのご意見に対して、どうぞ。</p>
<p>福祉政策課長</p>	<p>はい、福祉政策課長斎藤でございます。 ご意見ありがとうございます。 おっしゃるとおり、いろいろな形でネットワークを組んでいきますので、ネットワークの委員になる、ならないは別といたしまして、庁内の関係各課の方でも話し合いをいたします。そういった中に児童のこと、婦人問題のことなどいろいろとありますので、入っていただいて、良い施策が考えられたらと思っております。ありがとうございます。</p>

<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>総合的にこぼれることなく、どこかがしっかりと利用者、対象者に沿って支援していけるような、そういう枠組みという意味で、私は重層的支援体制っていうのは非常に重要な役割を果たすというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画の策定について、これを障害福祉課及び療育支援課からご報告をお願いしたいと思います。</p>
<p>障害福祉課長</p>	<p>障害福祉課安藤です。</p> <p>今年度策定を進めてまいりました第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画についてご報告いたします。</p> <p>お手元の資料4-3-1の概要に沿って、障害者の部分を障害福祉課、障害児の部分を療育支援課から説明させていただきます。</p> <p>それでは「1. 計画の概要」(1) 計画策定の趣旨をご覧ください。</p> <p>本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、障害福祉サービスや、障害児通所支援などの提供体制の確保や、それらの業務の円滑な実施を目的として、成果目標、各サービス等の見込み量や見込みの確保のための方策を定めております。</p> <p>次に(2) 計画の位置づけです。</p> <p>本計画は、船橋市総合計画の個別計画であり、福祉分野の上位計画である船橋市地域福祉計画、市の他の関連計画との整合性を図っております。</p> <p>次に(3) 計画の期間ですが、令和6年度から8年度までの3年間となっております。船橋市障害者施策に関する計画と、計画期間や内容の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。</p> <p>続きまして2ページ、3ページをご覧ください。「2. 成果目標等について」です。</p> <p>本計画は、国の基本指針に示されている目標を参考に、市の実情に合わせた目標を設定しておりますが、こちらの表では、国が示す目標値を記載しております。これらの国の目標を踏まえて、市が独自に定める目標値は、4ページ以降に記載しております。</p> <p>それでは4ページをご覧ください。(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。</p> <p>市では、施設に入所している障害者が施設を退所し地域で自分らしい暮らしを実現することが重要であるという考えのもと、様々な施策を行っておりますが、こちらの項目は、どのくらい施設から地域生活に移行した方がいるかを示したものです。</p> <p>まず、①施設入所者の地域生活への移行につきましては、実績が</p>

	<p>増加傾向にあることから、基準となる令和4年度入所者の7%が令和8年度末までに施設から出て、地域生活に移行することを目標としております。</p> <p>②施設入所者数の削減につきましては、障害のある人の増加、高齢化、重度化が進む中、施設入所者の削減は困難であると考えますが、国が削減する目標を示していることから、施設を出る人、入る人がおりますが、基準となる令和4年度、施設入所者数の5%、13人を削減することを目標としております。</p> <p>続きまして、(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。</p> <p>本市においては、保健医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数等の見込みを設定いたしました。</p> <p>続きまして、(3)地域生活支援の充実でございます。</p> <p>地域生活支援拠点システムあんしんねっと船橋、これは障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、地域全体で支えるシステムですが、このシステムについて、検証検討を行うことを記載しました。</p> <p>また、強度行動障害のある人への支援体制の充実を図るため、状況や支援ニーズを把握することを新たに追加するなど、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標としております。</p> <p>続きまして、(4)福祉施設から一般就労への移行等でございます。各項目について、過去の実績と、本市の現状をもとに検討し、目標値を定めております。</p>
療育支援課長補佐	<p>続きまして、療育支援課の岸と申します。</p> <p>療育支援課からは、5ページの(5)障害児支援の提供体制の整備等でございます。</p> <p>本市におきましては、いずれも国の示す数値目標は達成しておりますので、それぞれの具体的な目標につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>まず①では、児童発達支援センターの中核的機能強化や、保育所等訪問支援の活用及びこども発達相談センターの巡回相談を通じたインクルージョンの推進。</p> <p>②では、重症心身障害児を支援するための支援体制の充実。</p> <p>③では、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会での協議を通じた支援のための地域づくりを推進する旨を記載しております。</p>
障害福祉課長	<p>それでは、(6)相談支援体制の充実・強化等をご覧ください。</p> <p>本市においては、国の基本指針における目標は既におおむね達成</p>

療育支援課長補佐	<p>しておりますが、基幹相談支援センター、ふらっと船橋を中心に、引き続き総合相談窓口の複数化や相談支援体制の充実強化に取り組めます。</p> <p>続きまして、(7) 障害福祉サービス等の質の向上でございます。こちらは、行政の職員が、事業所のサービスの質を向上させるための取り組みについて記載するものです。県が実施する研修への市役所職員の参加人数等の見込みを設定しておりますが、本市においては、既に実施しており、今後も継続して実施していきます。</p> <p>続きまして(8) 発達障害者等の支援でございます。相談体制の充実として、こども発達相談センターをはじめとした関係機関の連携強化により、保護者の不安に早期に対応していく体制の充実に取り組めます。</p>
障害福祉課長	<p>続きまして「3. 計画の進捗管理」をご覧ください。</p> <p>毎年度計画の達成状況の点検評価をし、自立支援協議会に報告するとともに、この点検評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討しております。</p> <p>また、計画作成時にも、自立支援協議会や各作業部会により、ご意見をいただきながら策定を進めております。</p> <p>最後に、本日の段階では、お手元の資料は「案」ということでお示ししておりますが、3月中に作成するとともに、市広報やホームページにて公表を予定しております。説明は以上でございます。</p>
松崎委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>大変難しい計画ですけれども、子供の発達も含めまして、総合的に報告していただきましたが、今日は3月末ですけれども、この「案」というのも取れるということによろしいですね。</p>
障害福祉課長	<p>3月中は「案」という形で、4月から「案」が取れて「計画」となります。</p>
松崎委員長	<p>ということで、最終的な報告ですけれども、いかがでしょうか。これについて何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>続きまして、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について、介護保険課から報告をお願いいたします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、介護保険課より、4. その他報告事項の(4) 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定につきまして、お手元の資料4-4-1 概要版(案)に沿ってご報告させてい</p>

たきます。

それでは、まず1ページ計画の趣旨と概要でございます。

計画策定の趣旨といたしましては、高齢社会の進展に伴い、医療、介護、双方のニーズを有する高齢者などが増加する一方で、生産年齢人口は、急激に減少することが見込まれるなど高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、高齢者の保健、福祉、介護等の施策について、将来の展望を見据え、適切に推進していくため、令和6年度から8年度までの3年間の事業計画をここに策定いたしました。

続きまして、2ページから4ページまでは、高齢者を取り巻く今後の動向について記載しておりますが、グラフや表に示されたとおり、高齢化率や要介護認定者数など、今後も緩やかに上昇する見込みとなっております。

続きまして、5ページ計画のビジョンと基本方針でございます。

本市では、全ての高齢者が自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指しまして、地域包括ケアシステムの構築、健やかで安心して暮らし続けられる船橋を目指して、をビジョンに各施策を推進してまいりました。

6ページの施策の体系では、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、住まい、予防、生活支援、介護、医療の5つの基本方針に基づき、それぞれの施策を推進していくことを示してございます。

また、7ページから11ページには、5つの基本方針の考え方と、主な重点項目事業を掲載させていただきました。

続きまして、12ページでは、地域包括支援センターの整備方針。13ページでは、施設等基盤整備。14ページでは、介護人材確保に向けた具体的な取り組みを掲載させていただいております。

最後に、15ページ、介護保険財政と介護保険料につきまして、こちらは、第9期介護保険料額の設定のご報告となりますので、少し詳細にご説明させていただきます。

まず、第9期計画期間の総給付費の見込み額につきましては、被保険者数や要介護等認定者数、介護サービスの必要量などから推定いたしまして、3年間で約1,453億円と見込んでおります。

この金額に、表の欄外※(こめ)印に記載の費用を加えた額を基礎として、算定いたしました第9期の保険料基準額につきましては、現行の第8期保険料基準額が月額5,400円のところ、後期高齢者の増加に伴う介護給付費の増大などの要因により、月額6,600円と、8期に比べまして、1,200円の上昇となりました。

続きまして、所得段階別の保険料についてご説明いたしますので、資料は変わりますが、4-4-3の、介護保険料の所得段階表

	<p>についての資料をご覧ください。</p> <p>この表は、第8期と第9期の所得段階別の具体的な負担割合、保険料の月額などを比較したものとなっております、表の中段の第5段階が、先ほど述べました基準額の5,400円から6,600円となっております。</p> <p>なお、基準額に対する負担割合は、第8期も第9期も1.0で変わりはありません。</p> <p>一方で、その他の所得段階の基準額に対する負担割合につきましては、低所得者層である第1段階では、負担割合が0.25から0.22へと今期より、0.03軽減しております。</p> <p>また、所得段階が一番高い21段階につきましては、2.5から3.5へと1.0増加させていただきました。</p> <p>このように、第9期の計画では、所得段階を、現行の16段階から、21段階で、多段階化し、高所得段階の方には、より多くのご負担をいただくことで、所得の再分配機能を強化し、保険料基準額の上昇を抑えるとともに、低所得者の方へのご負担を極力減らすことへ主眼を置いて、保険料を設定しております。</p> <p>介護保険課から、計画書についてのご説明は以上でございます。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>第10次の高齢者保健福祉計画、第9期の介護保険事業計画、そして最後に今後の介護保険料の動向について、令和6年度から8年度までの変更について、丁寧にご説明いただきましたが、何かご質問はございますでしょうか。</p> <p>細かい所得段階にして、できるだけ広く、幅を取るかたちで、基準額を低く抑えるという努力をなさったと思います。</p> <p>それでは続きまして、船橋市自殺対策計画の計画期間の延長について、健康政策課からお願いいたします。</p>
<p>健康政策課長</p>	<p>はい、健康政策課の林でございます。</p> <p>健康政策課からは、船橋市自殺対策計画の計画期間を1年間延長することについてご報告いたします。資料は、「4-5-1 船橋市自殺対策計画の計画期間延長について」をご覧ください。</p> <p>まず、「1 計画の概要」でございます。</p> <p>船橋市自殺対策計画につきましては、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて、国の自殺総合対策大綱や、千葉県自殺対策推進計画、そして、地域の実情を勘案して、船橋市の地域内における自殺対策について計画を定めることが義務づけられております。現行計画の期間につきましては、平成31年度から令和5年度までの5か年計画となっております。</p>

次に、「2 計画期間について」と「3 計画期間を延長する理由」でございますが、計画期間を令和6年度までに1年延長する理由といたしましては、自殺対策計画については、健康増進法に基づく市の健康増進計画である、ふなばし健やかプラン21の推進体制や、自殺死亡率という目標項目が共通していること、また、自殺の主な原因といたしまして、健康問題が最多であることなどから、総合的かつ効果的に健康増進と自殺対策に取り組むために、次期健康増進計画と統合して策定することが望ましいものと考えております。

また、資料の中段でございます表のとおり、国の自殺総合対策大綱や、千葉県自殺対策推進計画の見直し、そして、令和6年度から開始されます、第3次健康日本21、健康ちば21の動向を勘案しながら、本市における計画を策定してまいります。

以上のことより、現行の自殺対策計画の期間は、令和5年度まででございますが、現行の健康増進計画の期間が、令和6年度までであるために、次期計画の開始までに空白期間が生じないように自殺対策計画の期間を1年延長することで対応させていただきます。

次に、資料の裏面にあります「4 令和6年度の運用について」でございますが、現行の自殺対策計画では、自殺死亡率を数値目標として、基本施策に紐づく事業を中心に推進しておりまして、外部の有識者等で構成される、自殺対策連絡会議において、事業の進捗管理や施策の評価などを行っているところでございます。

令和6年度におきましては、現行計画の目標項目や目標値が共通する、健康増進計画と一体的に評価するために、目標値等は変更せず、引き続き事業を推進するとともに、目標達成状況やこれまでの取り組みについての評価を行いつつ、次期計画の作成を健康増進計画と一体的に実施してまいります。

最後に、「自殺対策計画と健康増進計画の統合による効果について」でございます。

健康増進と自殺対策に関する目標指標を統一していくことで、施策や推進状況を一体的に市民の皆様へお示しすることが可能となり、共に目指す目標達成状況を確認してまいりながら、さらに目標に向けて推進することができると考えております。

また、外部委員から構成されます会議体につきましては、枠内の上段になります「庁外」と書かれているところですが、既存の船橋市地域・職域連携推進協議会、そして、それぞれ計画の策定や推進評価を担う2つの会議体、こちらを合わせまして、3つの会議体を統合していき、地域保健や職域保健の連携による健康増進の推進体制、さらには、自殺対策の関係団体との連携体制を構築し、総合的かつ効果的に計画を策定し、推進してまいります。

なお、庁内の関係部署で構成されております会議体についても、

<p>松崎委員長</p>	<p>同様に統合する方向で考えてございます。 健康政策課からの報告は以上となります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、自殺対策計画と健康増進計画の統合について、また、統合することによる効果について説明がございましたが、これについて何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>私も、いのちの電話の理事をやっておりまして、毎回会議では、いのちの電話にかかってくる内容の類型化をしているのですが、もちろん心の問題ということも関係していますけれども、人生問題は非常に多様な問題ですから、この健康という概念も非常に広い意味で、心の健やかさというような意味でとらえて、進めていくのだろうと思います。大変多様な問題で電話がかかってくるので、各自自治体で努力義務化されて計画作っておりますので、ぜひ健康政策課の中で取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、他にご質問はないようですねけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、船橋市の感染症予防計画の策定について、健康危機対策課から報告をお願いいたします。</p>
<p>健康危機対策課長</p>	<p>健康危機対策課の檜舘でございます。</p> <p>船橋市感染症予防計画の策定についてご報告いたします。資料の4-6-1をご覧ください。</p> <p>まず、計画策定の趣旨についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法が改正され、次の感染症危機に備えるため、これまで都道府県に策定義務があった感染症の予防計画を保健所設置市においても策定することとなりました。</p> <p>改正された感染症法が、令和6年4月1日に施行されるため、それまでに策定を行うこととなっております。</p> <p>続いて、主な記載内容でございます。「第1 感染症の予防の推進の基本的な方向」、「第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項」、「第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項」、といった15項目と数値目標で構成されております。</p> <p>全体の計画の構成については、後ほど2ページ目をご覧くださいければと思います。</p> <p>続いて、関連部分についてでございます。計画には、医療提供体制のひっ迫を防ぎ、市民の生命と健康を守るための内容を記載してございますが、今回は社会福祉施設に関連する部分について計画から抜粋いたしました。項目としては、4項目、連携の強化、予防接</p>

	<p>種に関する配慮、平時からの感染対策、感染症発生時のまん延防止、といった関係の文言となっております。例えば3つ目の項目、平時からの感染対策については、高齢者施設及び障害者施設等は感染症の対策について、平時から研修や訓練を行う。また、施設所管部門は、施設が行う研修や訓練に対する支援協力を行うとともに、平時から立ち入り検査等の機会を通じて、施設の感染症の対策について適切な指導や助言を行う体制とする。市保健所は必要に応じて、これに対して支援協力を行うとしております。</p> <p>4つめの項目、感染症発生時のまん延防止については、まず、高齢者施設や障害者施設等において、医療措置協定を締結した医療機関と連携する。これは千葉県が当該感染症対応のため、病床を確保する、または発熱外来を設置する医療機関と、各施設が連携体制を確保しておくという内容でございます。</p> <p>これに対して市は必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を、平時から確保しておくなど、発生時の初動対応を含めて、新興感染症の発生及びまん延時において、施設内における感染のまん延防止することとしております。</p> <p>続いて、計画の推進と見直しでございます。</p> <p>本計画は、次の感染症危機に備えた感染症対策の基本的な考え方を示しており、来年度以降、船橋市感染症対策連携会議及び県が設置する連携協議会を通じ、予防計画等の具体的な取り組みや検討事項について協議を行うとともに、取り組み状況を報告し、進捗確認を行うことで、実施状況について検証していくこととなります。本計画の周知につきましては、4月1日から市ホームページや広報ふなばしなどにおいて周知していきます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症について、私どもは本当にこの3年間大きな経験してきましたが、事前対応型行政の構築を進める、ということであらかじめ平時より十分に計画を立てながら連携していくという報告でございました。特に福祉施設や病院などで、いろいろと対応してきたと思うのですけれども。</p> <p>これについて何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>松本委員から挙手がありました。</p>
松崎委員長	<p>松本委員、どうぞ。</p>
松本委員 (オンライン)	<p>ありがとうございます。医師会理事の松本でございます。</p>

<p>松崎委員長</p>	<p>今ご報告いただいた計画ですけれども、今年6月に施行される診療報酬の改定ともだいぶ関わっているように思います。医師会の方でも、整備をしなければいけないところではありますが、行政の皆さんと、協力しながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>行政の方はよろしいでしょうか。</p>
<p>健康危機対策課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>こちらの感染症予防ということで、医療面のことも深く関わっておりますので、協力しながら始めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。なければ、本日の審議を終了したいと思います。</p> <p>議事の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。長時間、大変複雑でいろいろな報告がございました。お疲れ様でした。</p> <p>最後に、事務局から何か連絡事項があればお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、皆様お疲れ様でございました。事務局でございます。委員長ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録につきましては、事務局で案を作成次第、委員の皆様を含め会議出席者の皆様にご確認をお願いしたいと思っております。修正等がございましたら修正した後に、本日指名がございましたお二方へ署名をお願いする予定ですので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、34名の委員の皆様のうち、31名の委員の皆様におかれましては、令和6年6月30日をもちまして任期が満了となります。本市の社会福祉施策に多大なるご協力を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>各関係団体の方などには、次期委員の推薦等をお願いすることとなりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。</p> <p>オンラインでご参加の委員の皆様は、ご退出ボタンから適宜ご退出いただきますようお願いいたします。以上でございます。</p>